

ル化 します

市民の皆さま 1人ひとりのライフスタイルに合わせて市への申請や届出ができるよう、窓口や行政手続きのデジタル化を進めます。

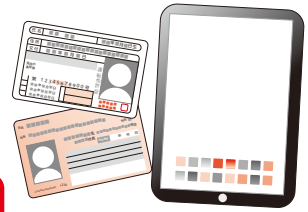
しもつけワイズ

問 2

子育て支援センターの場所と名称の組み合わせとして正しいものは次のうちどれ？
①わかば保育園・ゆりかご
②ゆうゆう館・つくし
③あおば保育園・みるく

かんたん窓口システム (窓口手続きの簡素化)

2月6日(月)から、住所変更手続きにおける「申請書を書かない窓口」を開始します。



Q1 「かんたん窓口システム」とは、どんなシステムですか？

A1 市民課で住所変更の手続きをした方が、市民課以外の課でどのような手続きが必要かを案内するシステムです。
また、申請書の記入補助機能により、申請書に氏名や住所を記入する必要がなくなります。

Q2 どんな人が利用できるのですか？

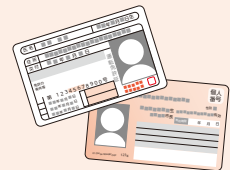
A2 転出・転入・転居といった住所変更の手続きをする方が利用できます。

対象業務は
今後拡充予定！

Q3 手続きの流れはどうなりますか？

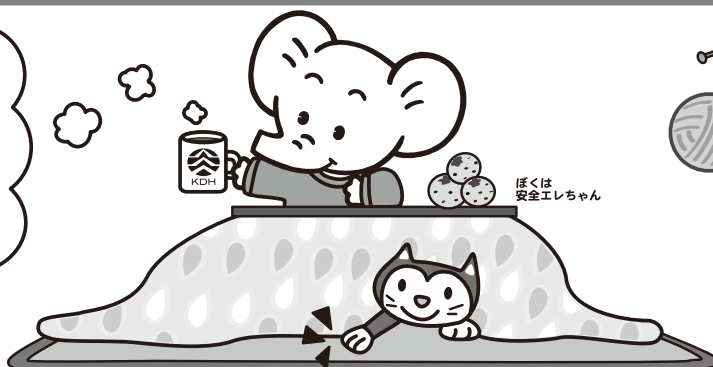
A3

- ①発券機で住所変更の番号札をお取りください。
- ②順番が来たら受付をします。
本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などをご提示ください。これらの本人確認書類を専用のカードリーダーに差し込み、氏名や住所をシステムで読み取ります。
- ③職員がタブレット端末を操作しながら、新しい住所や家族構成などについて質問しますので、お答えください。
- ④質問の回答結果により、職員が住所変更の処理を行います。
- ⑤市民課での手続き完了後、住所変更に伴い他課（社会福祉課、こども福祉課など）で手続きが必要な方には、職員が「手続案内票」をお渡しします。
- ⑥「手続案内票」に記載されている課で手続きをしてください。
各窓口を設置されたカメラで「手続案内票」の二次元コードを読み取ると、氏名や住所などの情報が印字された状態で申請書が出力されるため、書類を書く負担を軽減できます。



■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896 ✉shimin@city.shimotsuke.lg.jp

こたつ布団と
敷き布団を
併用すると
熱が逃げ
ないよ！



冬の
省エネルギー

KDH 関東電気保安協会
<https://www.kdh.or.jp/>